

第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 3 年 3 月 3 日 提出

I 件数 4 2 件

【内訳】 議案 4 1 件 (条例関係 1 3 件、予算関係 2 5 件、その他 3 件)
報告 1 件 (専決処分の報告 1 件)

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第 1 号 南相馬市一円融合の地域活性化条例制定について

【趣旨】

市民の行政区への加入及び参加を促進し、安全安心な地域社会の形成に資するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
目的	第 1 条	南相馬市自治基本条例第 1 0 条に基づき、行政区が地域社会の基盤であることを踏まえ、市民の行政区への加入及び参加を促進することについて基本理念を定め、市、市民、行政区、事業者及び住宅関連事業者の役割を明らかにして、報徳仕法の一円融合の教えをもって安全安心な地域社会の形成に資することを目的とする。
基本理念	第 3 条	市民が行政区への加入及び参加を進めるため、以下を基本理念とする。 <ul style="list-style-type: none">・行政区の活動は、安全で安心な住みよい地域づくりとして重要であるという基本的認識の下に行われること・市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めるものであること・市、市民、行政区、事業者、住宅関連事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組まれること・行政区活動の促進には、地域活動に関わる多様な主体の活動との連携を図るよう努めること

市の役割	第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民が行政区に主体的に加入し、及び行政区の活動に参加し、行政区を組織するために必要な支援を行う。 ・市は、行政区の活動がその加入する市民の自主性及び主体性が発揮されるよう配慮する。 ・市は、行政区の活動に必要な情報の提供に努める。
市民の役割	第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、行政区の活動の重要性を理解し、自らが居住する地域の行政区に加入するよう努める。 ・市民は、行政区が行う活動に理解と協力をし、その活動に主体的かつ積極的に参加することに努める。
行政区の役割	第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区は、地域の実情及び意見を踏まえ、身近な課題の解決に努める。 ・行政区は、当該地域内に居住する市民の誰もが参加しやすい開かれた活動の実施及び当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、市民の自発的な行政区への加入等を促進するよう努める。 ・行政区は、市民にその活動に関する情報を提供するよう努める。
事業者の役割	第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、行政区の活動の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の行政区の活動に積極的に参加し、及び協力するよう努める。 ・事業者は、従業員がその居住する地域の行政区に加入すること、及び活動に参加することに配慮するよう努める。
住宅関連事業者の役割	第8条	住宅関連事業者は、行政区への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努める。
名簿の提供	第9条	<p>市長は、行政区の活動に必要な情報の提供にあたって、行政区の代表者に以下に係る名簿の提供ができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において避難支援を行うため、必要な市民情報 ・災害時において被災者及び被災状況を確認するための市民情報

2 施行日 令和3年4月1日

議案第2号**南相馬市介護サービス事業特別会計条例を廃止する条例制定について****【趣旨】**

南相馬市介護サービス事業特別会計条例を廃止するため、条例を制定するもの。

【主な内容】**1 廃止概要**

南相馬市鹿島デイサービスセンターを運営するための南相馬市介護サービス事業特別会計については、令和2年3月25日に社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会へ施設譲渡後も起債償還のために設置をしていたが、令和3年3月31日までに繰上償還することとなったため、廃止するものである。

2 繰上償還の内訳

(単位：円)

借入先	地方公共団体金融機構	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
当初借入額	78,600,000円	83,500,000円
繰上償還額	11,525,354円	21,596,365円
繰上償還日	令和3年3月22日	令和3年3月31日

3 施行日 令和3年4月1日

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の改正等に伴い、交付金名称及び失効期日を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 条例名称の変更

「南相馬市帰還環境整備交付金基金条例」を
「南相馬市帰還・移住等環境整備交付金基金条例」へ改める。

(2) 交付金名及び基金名の変更（第1条関係）

- ① 「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」へ改める。
- ② 「南相馬市帰還環境整備交付金基金」を「南相馬市帰還・移住等環境整備交付金基金」へ改める。

(3) 失効期日の延長（附則第2項関係）

「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」へ延長する。

2 施行日 公布の日

議案第 4 号

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する令和 3 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第 3 条関係）及び介護保険料の減免（第 4 条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
① 帰還困難区域等（※ 1）及び上位所得層（※ 2）を除く旧避難指示区域等（※ 3）の被保険者	令和 3 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	令和 2 年 4 月 ～令和 3 年 3 月
② 帰還困難区域等及び旧避難指示区域等以外の被災区域の被保険者（※ 4）	令和 3 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	令和 2 年 4 月 ～令和 3 年 3 月
③ 上記①②以外の地域	減免なし	減免なし

※ 1 「帰還困難区域等」とは、

①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の 3 つの区域

※ 2 上位所得層とは、

【国保】基礎控除後の総所得金額の世帯合算額が 6 0 0 万円を超える世帯

【介護】介護保険法施行令第 3 8 条の規定に基づく被保険者個人の合計所得金額 6 3 3 万円以上を基準

※ 3 旧避難指示区域等とは、

平成 2 5 年度以前に指定が解除された (a) 旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 2 6 年度に指定が解除された (b) 旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 2 7 年度に指定が解除された (c) 旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成 2 8 年度及び平成 2 9 年 4 月 1 日に指定が解除された (d) 旧居住制限区域及び避難指示解除準備区域（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された (e) 帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の 5 つの区域

※ 4 ①の上位所得層のうち、②の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、②に移行して減免となる

《参考：保険税（料）対象者及び減免額等》

区 分	国民健康保険税		介護保険料			
	対象人数		対象人数			
①帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者	対象人数	12,306 人	対象人数	17,478 人		
	減免額	926,983,000 円	減免額	1,187,346,000 円		
	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(2/10)	185,397,000 円	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(2/10)	237,470,000 円
		特別調整交付金(8/10)	741,586,000 円		特別調整交付金(8/10)	949,876,000 円
②帰還困難区域等及び旧避難指示区域等以外の被災区域の被保険者	対象人数	781 人	対象人数	465 人		
	減免額	16,566,000 円	減免額	28,939,000 円		
	減免額の費用負担	特別調整交付金(9/10)	14,910,000 円	減免額の費用負担	特別調整交付金(8/10)	23,151,000 円
		市負担(1/10)	1,656,000 円		市負担(2/10)	5,788,000 円

2 施行日 令和3年4月1日

【趣旨】

手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話以外の広く障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解を促進し、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
目的	第1条	手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及を始めとする障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。
基本理念	第3条	地域社会の実現は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。 (1) 手話の理解及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識の下に推進されなければならない。 (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の促進は、障がいのある人とない人とが相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。
市の責務	第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることへの理解の推進、手話等の理解及び普及の促進並びに手話等を使いやすい環境の整備を図るとともに、手話等の利用の促進に関する施策を推進するものとする。 ・市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするため、合理的な配慮を行うものとする。
市民の役割	第5条	市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割	第6条	事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。
施策の推進	第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (1) 手話等の理解及び普及に関すること。 (2) 手話等による情報の発信及び取得に関すること。 (3) 手話等による意思疎通の支援に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 ・市は、推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。
手話を学ぶ機会の確保	第8条	市は、県、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力し、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。
学校における手話等の普及	第9条	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、手話等の理解及び普及の促進を図るために、学校において、手話等に関する学習の機会の提供その他児童、生徒、教職員等が手話等に親しむために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ・市は、学校において手話等を必要とする児童又は生徒がいる場合に、必要な支援を受けられるよう努めるものとする。
コミュニケーション支援者の確保及び養成等	第10条	市は、コミュニケーション支援を行うため、関係団体と協力して、コミュニケーション支援者の確保及び養成並びに技術の向上を図るものとする。
災害時の対応	第11条	市は、災害時において、障がい者等に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。
情報通信技術の活用	第12条	市は、この条例に定める施策に関し、IT等情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。
財政上の措置	第13条	市は、手話等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 施行日 令和3年4月1日

【趣旨】

太陽光発電設備の適正な設置等の推進に関して必要な事項を定めることにより、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全並びに災害の防止を図るため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
目的	第1条	太陽光発電設備の適正な設置等の推進に関して必要な事項を定めることにより、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全並びに災害の防止を図ることを目的とする。
市の責務	第3条	市は、目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。
事業者の責務	第4条	事業者は、事業の実施に当たっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等の保全上及び災害の防止上の支障が生じないよう必要な措置を講じるものとする。
市民の責務	第5条	市民は、目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。
抑制区域の指定	第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、自然環境等の保全又は災害の防止のため特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対して当該区域を事業区域に含めないよう求めることができる。 ・抑制区域は、規則で定める。 (急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、農業振興地域内における農用地区域)
届出及び同意	第7条	事業者は、市内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、事業内容等を市長に届け出て、市長の同意を得なければならない。
同意の制限等	第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。 ・市長は、前条の同意の際には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

行政区・近隣関係者への説明会等	第9条 第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、届出を行う前に、行政区及び近隣関係者に対して事業内容等を周知し、事業の施行等について、説明会等を行わなければならない。 ・事業者は、説明会等により、行政区及び近隣関係者の理解を得るように努めるものとする。 ・市長は、必要があると認めるときは、行政区及び近隣関係者の意見を聴くことができる。
関係法令の 手続等	第11条	<p>事業者は、説明会等を行う前に、規則で定めるところにより、関係法令に係る手続等の状況を市長に報告しなければならない。</p>
太陽光発電設備の廃止等	第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、市長に届け出なければならない。 ・事業者は、発電事業開始から撤去等費用を積み立てる等、計画的な資金確保に努めるとともに、関係法令に基づき、太陽光発電設備を放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。
報告及び立入調査等	第13条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
指導、助言及び勧告	第14条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、自然環境等の保全、災害の防止その他この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。 ・市長は、重大な影響を及ぼすおそれがあるときなど事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。
公表	第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名、住所、当該勧告の内容及び規則で定める事項を公表することができる。 ・市長は、公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 施行日 令和3年4月1日

議案第7号

南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

介護保険法第129条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までにおける新たな保険料率を定めるほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 介護保険料率の改定（第4条第1項関係）

- ①令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の新たな保険料率を定めるもの。
- ②第7段階から第9段階の対象者の合計所得金額の額を、国の基準改正に伴い改正する。（次頁 表中下線部分）

○保険料段階別の保険料金額及び基準額（月額）に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に対する割合	第8期保険料	(参考)第7期保険料	(参考)第4期保険料
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	2,951円	2,992円	1,550円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	4,427円	4,488円	第5期新設
第3段階	○世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.75	4,427円	4,488円	2,325円
第4段階	○本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	5,312円	5,386円	2,573円
第5段階(基準)	○本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額×1.00	5,903円	5,985円	3,100円
第6段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額×1.20	7,083円	7,182円	3,348円

第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円以上 <u>210万円未満</u> の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.30	7,673円	7,780円	3,875円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が <u>210万円以上 320万円未満</u> の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.50	8,854円	8,977円	4,650円
第9段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が <u>320万円以上</u> の人	基準額 ×1.70	10,035円	10,174円	5,425円

(2) 減免措置の改定（第4条第2項及び第3項、第4項の改正）

消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料負担軽減を図るため実施している減額措置を下記のとおり変更する。

改正後（令和3年度から令和5年度）		改正前（令和2年度）	
本来保険料額 （条例第4条第1項 第1～3号）	軽減後保険料 （条例第4条第2～4項）	本来保険料額 （条例第4条第1項 第1～3号）	軽減後保険料 （条例第4条第2～4項）
第1段階 35,400円 （基準額70,800円×0.5）	21,200円 （基準額×0.3）	第1段階 35,900円 （基準額71,800円×0.5）	21,500円 （基準額×0.3）
第2段階 53,100円 （基準額×0.75）	35,400円 （基準額×0.5）	第2段階 53,800円 （基準額×0.75）	35,900円 （基準額×0.5）
第3段階 53,100円 （基準額×0.75）	49,500円 （基準額×0.7）	第3段階 53,800円 （基準額×0.75）	50,200円 （基準額×0.7）

(3) 令和3年度の保険料軽減措置の継続（附則第10項関係）

震災による被災者及び原発被災者に対する保険料の減免が令和3年度も継続される見込みであることから、減免の対象とならない30km圏外及び上位所得層の被保険者に対して、保険料引き上げに伴う負担の軽減を図るため、第4期保険料と同額になるよう軽減措置の規定を附則に設ける。

【参考資料：R3当初予算要求時減免等内訳数】（単位：人、円）

	被保険者数	保険料
減免・減額前	21,581	1,564,796,000

		被保険者数	保険料	財 源	
				名 称	金 額
減 免	30km 圏内原発	17,478	1,187,346,000	災害臨時特例補助金	237,470,000
				特別調整交付金	949,876,000
	30km 圏外り災	465	28,939,000	特別調整交付金	23,151,000
				第一号被保険者保険料	5,788,000
小計		17,943	1,216,285,000	小計	1,216,285,000
減 額	30 km圏外及び 上位所得層	3,518	124,034,000	介護給付準備基金	124,034,000

※財政支援

〔原発減免〕 ・災害臨時特例補助金 … 利用者負担又は保険料の減免額の10分の2に相当する額
 ・特別調整交付金 …… 利用者負担又は保険料の減免額の10分の8に相当する額

〔り災減免〕 ・特別調整交付金 …… 利用者負担又は保険料の減免額の10分の8に相当する額
 特別調整交付金は暦年で算出するため3か月分は翌年度交付となる。

※第一号被保険者保険料 国等からの財源補填なし

（４）その他文言の整理

２ 施行日 令和3年4月1日

議案第 8 号	南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号	南相馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	南相馬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、感染症対策の義務付けを定めるほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 感染症対策

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、施設系サービスは、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施、その他のサービスについては、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を3年間の経過措置を設けた上で義務付ける。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を3年間の経過措置を設けた上で義務付ける。

(3) ハラスメント対策の強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を3年間の経過措置を設けた上で義務付ける。

2 施行日 令和3年4月1日

議案第12号 南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例制定について

【趣旨】

災害対策基本法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
目的	第1条	この条例は、災害対策基本法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。
名簿情報の提供	第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、災害の発生に備え、法の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。 南相馬市地域防災計画に規定する避難支援等関係者 ①市 ②消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署に限る。） ③警察署 ④民生委員・児童委員 ⑤社会福祉協議会 ⑥行政区 ⑦福祉事業者 ⑧自主防災組織 ⑨その他の避難支援等の実施に携わる関係者 ・市長は、避難行動要支援者が、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。 ・市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、規則で定める方法により連絡を行い、名簿情報を提供することができる。 ・市長は、名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者の間で名簿情報の取扱いに関する協定書を締結するものとする。

名簿情報に係る管理状況の報告等	第4条	市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認する必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者に対し、当該名簿情報の管理に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。
名簿情報の漏えいの防止のための措置	第5条	名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
利用及び提供の制限	第6条	名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。
守秘義務	第7条	名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 施行日 令和3年4月1日

【趣旨】

子どものスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

子どもの運動不足・体力の低下が依然として課題であり、引き続き子どもたちに運動機会を提供する必要があるため、終期を令和3年3月31日から令和5年3月31日までの2年間延長するもの。

2 施行日 公布の日

《補正予算関係》

- 議案第14号 令和2年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第15号 令和2年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 令和2年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第17号 令和2年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について
- 議案第18号 令和2年度南相馬市介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 令和2年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第20号 令和2年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 令和2年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第22号 令和2年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第23号 令和2年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第24号 令和2年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第25号 令和2年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第26号 令和2年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《当初予算関係》

- 議案第27号 令和3年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第28号 令和3年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第29号 令和3年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第30号 令和3年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第31号 令和3年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第32号 令和3年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第33号 令和3年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第34号 令和3年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第35号 令和3年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第36号 令和3年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第37号 令和3年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第38号 令和3年度南相馬市下水道事業会計予算について

《その他》

議案第39号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修 （準用河川北原川）第9期工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字南見谷地地内外
契約の金額	298,100,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和3年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予定価格	301,233,900円（消費税を含む。）
落札率	98.96%

【入札結果】

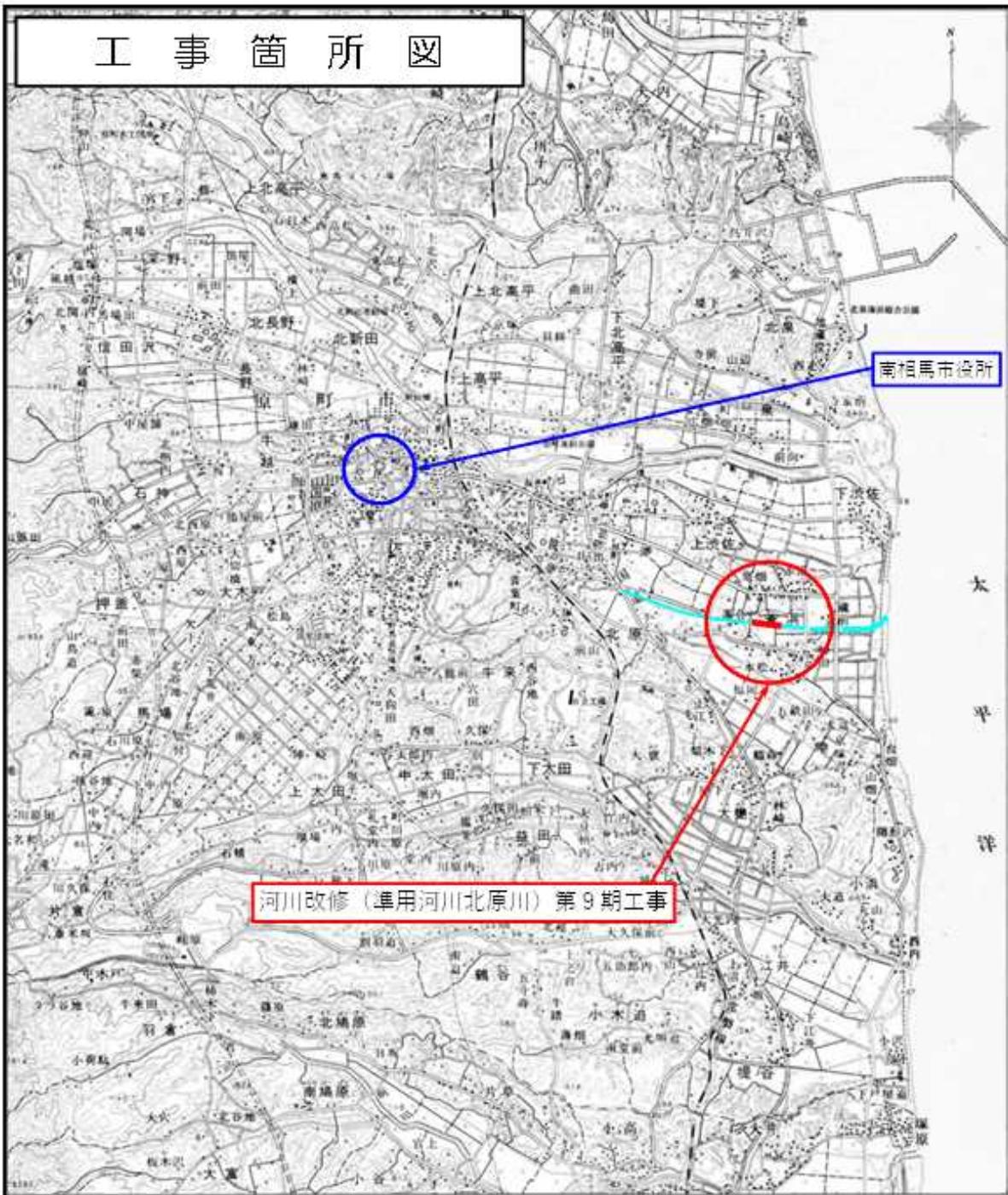
（消費税別）

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
庄司建設工業株式会社	271,000,000円		落札
酒井工業株式会社	273,000,000円		

【工事概要】

河川改修延長	L = 420.0m
河川土工	N = 1.0式
護岸基礎工	L = 840.3m
法覆護岸工	A = 5779.3m ²
根固め工	A = 853.2m ²
構造物撤去工	N = 1.0式
仮設工	N = 1.0式

【施工場所位置図】



議案第40号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	農山村地域復興基盤総合整備事業 西殿堰改修工事
施工場所	南相馬市原町区錦町三丁目地内外
契約の金額	456,500,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和6年3月18日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	宮城県仙台市泉区みずほ台11-3 日本自動機工株式会社 東北支店

【予定価格】

予定価格	459,938,600円（消費税を含む。）
落札率	99.25%

【入札結果】

（消費税別）

入 札 者	第1回入札額	第2回入札額	備 考
日本自動機工株式会社 東北支店	415,000,000円		落札

【工事概要】

土木工事

- 魚道工 L = 18.2m（幅1.5m）
- 法覆護岸工 一式
- 構造物撤去工 一式
- 仮設工 工事用道路工 一式
- 仮締切工 一式

施設機械工事

- 背面支持式鋼製ゲート 幅22.0m×高1.5m×4門

建築工事

- 機械室（RC造） 9.05㎡

【施工場所位置図】



議案第41号 市道路線の認定について

【趣旨】

道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

道路の拡幅整備及び（仮称）小高スマートインターチェンジの整備に伴い、市道認定を行うもの。

(1) 認定路線 4路線 L=1,065.0m (原町区、小高区)

【路線内容】

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	信田沢石神線	950.0 m	3.7m～7.5m
	石神12号線	33.0 m	3.7m～7.7m
	大田和インター線	41.0 m	16.0m～26.0m
	川房インター線	41.0 m	16.0m～26.0m

(2) 路線図 25ページから27ページまでのとおり

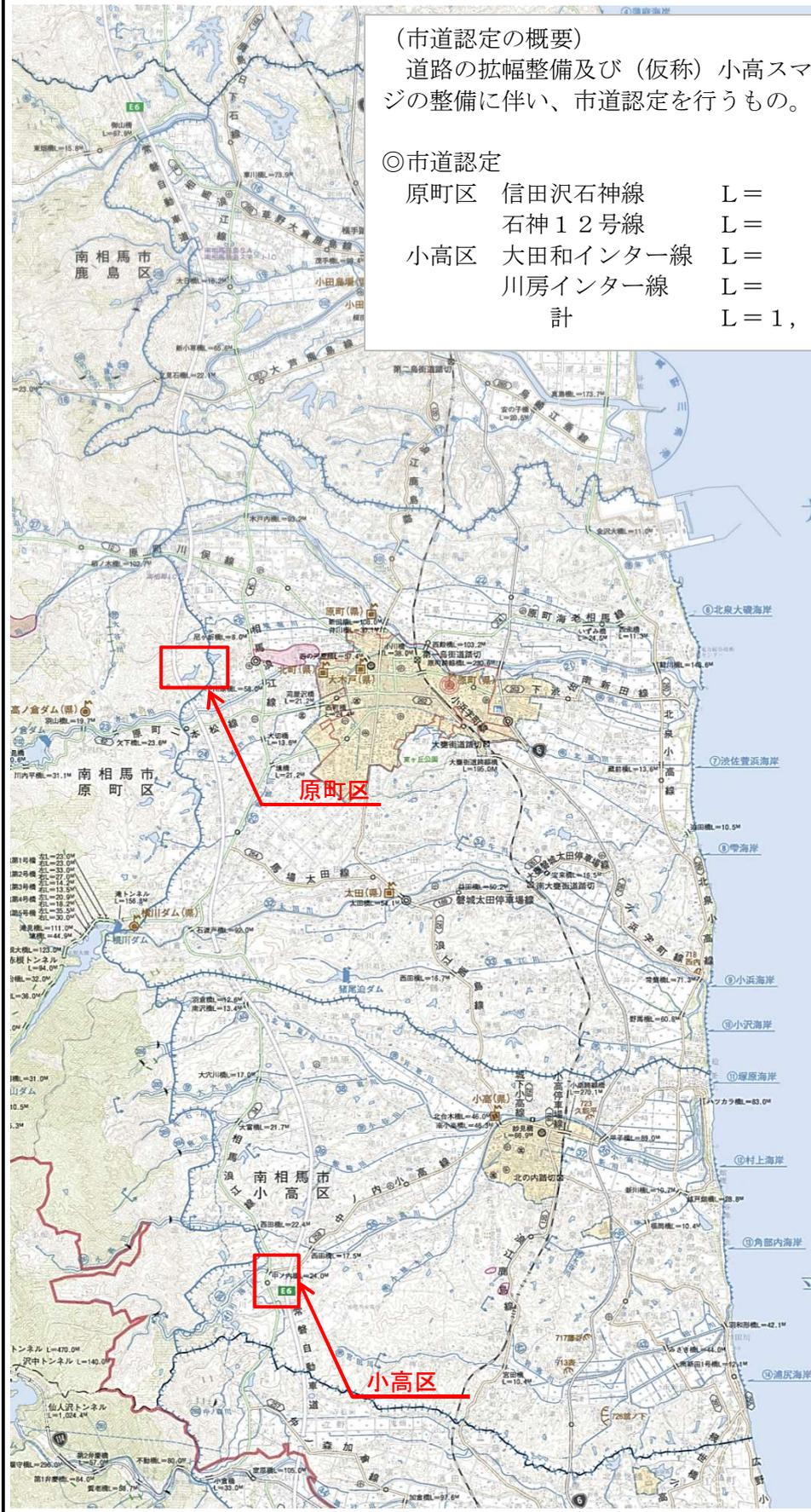
市道認定 全体位置図

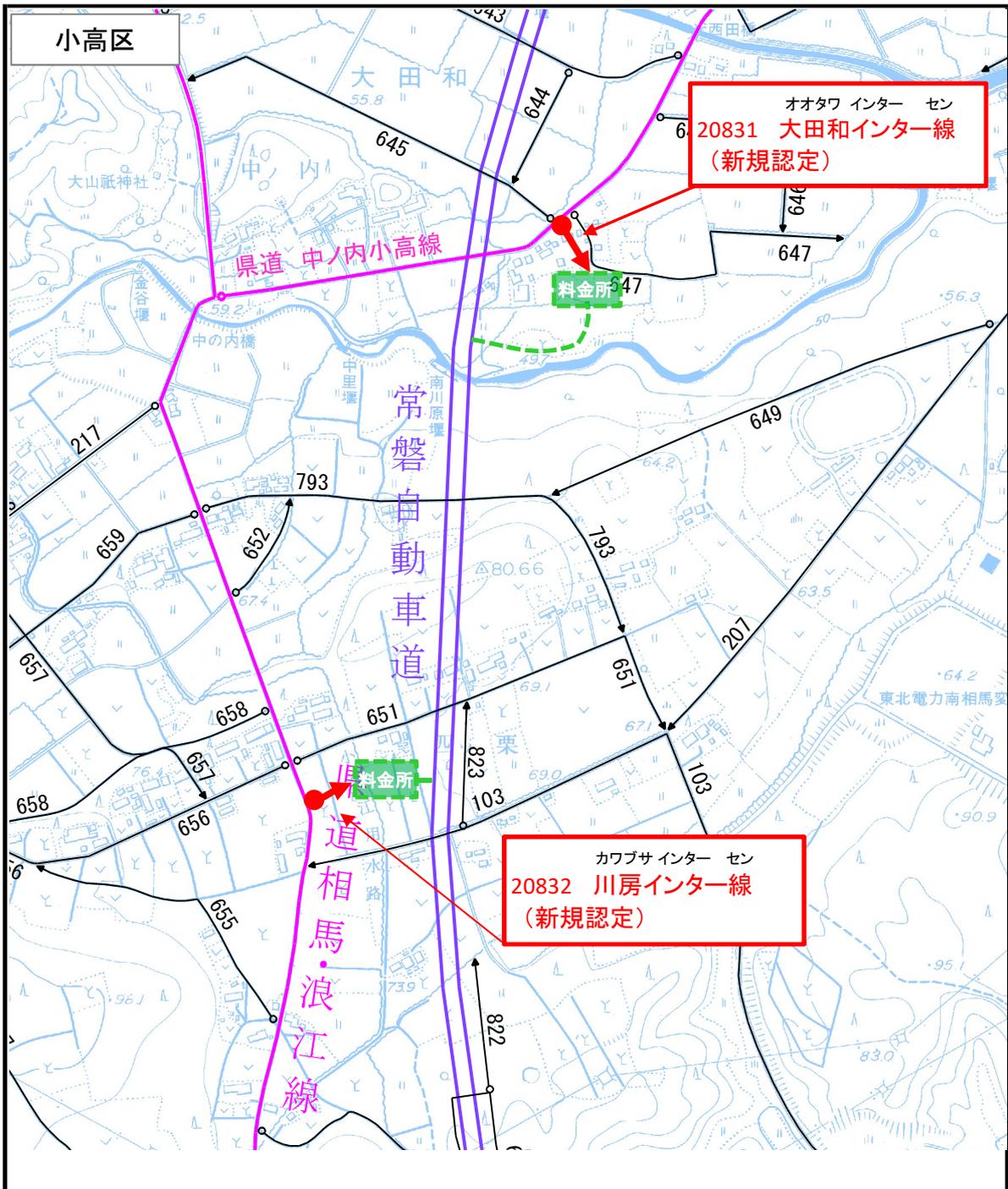
(市道認定の概要)

道路の拡幅整備及び(仮称)小高スマートインターチェンジの整備に伴い、市道認定を行うもの。

◎市道認定

原町区	信田沢石神線	L =	950.0m
	石神12号線	L =	33.0m
小高区	大田和インター線	L =	41.0m
	川房インター線	L =	41.0m
	計	L =	1,065.0m





《 報告 》

報告第 1 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 1 号 工事請負変更契約の締結について 令和 3 年 2 月 22 日専決】

1 専決処分の理由

令和 2 年第 3 回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和 3 年 2 月 22 日付けで専決処分したものを。

2 変更契約の内容

契約の目的	小高区子どもの遊び場建設建築主体工事	
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町 48 番地 株式会社中里工務店	
施工場所	南相馬市小高区関場一丁目地内	
契約金額	変更前	394,900,000 円
	変更後	399,395,700 円
	増額する額	4,495,700 円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	B 棟（旧小高幼稚園）屋根塗装改修工事の追加	小高区子どもの遊び場 B 棟（旧小高幼稚園）屋根について、経年劣化による著しい腐食が確認されたことから、施設の長寿命化を図るため、塗装改修工事の追加費用を増額するもの。 屋根塗装改修工事：面積 451.7 m ²
(2)	駐車場境界メッシュフェンス設置工事の追加	小高区子どもの遊び場駐車場について、安全性を高めるため、駐車場スペースと遊具設置スペースの境界へのメッシュフェンス設置工事の追加費用を増額するもの。 メッシュフェンス設置工事：高さ 80 cm×延長 74 m
(3)	工期の変更	変更前 令和 2 年 4 月 24 日から令和 3 年 2 月 26 日まで 変更後 令和 2 年 4 月 24 日から令和 3 年 3 月 10 日まで